

「石油石炭税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(納期限の延長)</p> <p>第39条 法第18条《納期限の延長》の規定により石油石炭税の納期限を延長する期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日の翌日から起算して計算するのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による納期限の延長 法第16条第1項《移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての石油石炭税の期限内申告による納付等》に規定する納期限（国税通則法第10条第2項《期間の計算及び期限の特例》又は同法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これらの規定によってみなされた納期限又は延長された納期限（第3号及び第4号において同じ））の日</p> <p>(2) 法第18条第2項の規定による納期限の延長 保税地域から原油等を引き取った日</p> <p>(3) 法第18条第3項及び第4項の規定による納期限の延長 保税地域から原油等を引き取った日の属する月の翌月末日</p> <p>(4) 法第18条第5項の規定による納期限の延長 法第17条第3項《引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等》に規定する納期限の日</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(納期限の延長)</p> <p>第39条 法第18条《納期限の延長》の規定により石油石炭税の納期限を延長する期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日の翌日から起算して計算するのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による納期限の延長 法第16条第1項《移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての石油石炭税の期限内申告による納付等》に規定する納期限（国税通則法第10条第2項《期間の計算及び期限の特例》又は同法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これらの規定によってみなされた納期限又は延長された納期限（第3号及び第4号において同じ））の日</p> <p>(2) 法第18条第2項の規定による納期限の延長 保税地域から原油等を引き取った日</p> <p>(3) 法第18条第3項の規定による納期限の延長 保税地域から原油等を引き取った日の属する月の翌月末日</p> <p>(4) 法第18条第4項の規定による納期限の延長 法第17条第3項《引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等》に規定する納期限の日</p> <p>2 (同左)</p>